

令和3年度 第10回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和4年1月11日（火） 午後4時			
場 所	琴浦町役場分庁舎 多目的ホール			
出席委員 (13人)	1番 久米 繁好	2番 潮 智博	3番 村上 隆	4番 川崎 康晴
	5番 福本 正博	6番 三浦 勝美	7番 石賀 英男	8番 伊藤 英之
	9番 中本 敏彦	10番 丸山 環	11番 足立 紀美世	12番 前田 正秀
	13番 福田 昌治			
欠席委員 (0人)				
出席推進委員 (11人)	北中 善隆	遠藤 一夫	三嶋 邦彦	小前 茂雄
	松本 芳己	桑本 慎吾	幅田 高広	入江 敏朗
	澤田 光秋	石賀 昭則	河上 幸徳	
欠席推進委員 (1人)	池山 晃広			
事務局	事務局長 山根 伸一、補佐 毎田 陽子、係長 高塚 泰子			
提案議案	議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第39号 農用地利用集積計画の決定について 議案第40号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について			
報告事項				

<p>議長 全員 議長 事務局</p>	<p>定刻になりましたので、ただ今より、令和3年度 第10回琴浦町農業委員会総会を開催します。</p> <p>初めに農業委員会憲章の唱和を行います。 (農業委員会憲章の唱和)</p> <p>成立宣言を事務局にお願いします。</p> <p>ただ今の出席委員は13名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和3年度 第10回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。なお、推進委員の欠席者は池山委員です。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>議事録署名委員の指名ですが、11番 足立委員、12番 前田委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>1ページをご覧ください。議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。</p> <p>申請番号32番 農地の所在 大字別所 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積495㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。</p> <p>本案件は、譲受人が所有されている農業用ハウス敷地の一角に位置していた申請地を、譲渡人と譲受人双方の希望によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後は引き続きトマトを耕作される予定です。</p> <p>売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10aあたりでは [REDACTED] 円になります。</p> <p>申請番号33番 農地の所在 大字浦安 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積391㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。</p> <p>本案件は、譲渡人の希望によって申請地を売買することになり申請をされたもので、農地取得後は野菜を耕作される予定です。</p> <p>売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10aあたりでは [REDACTED] 円になります。</p> <p>申請番号34番 農地の所在 大字赤碕 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積4,079㎡。申請地は外に1筆あり、2筆の合計面積は4,707㎡になります。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人で、兄弟の関係です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。</p>

<p>議長</p>	<p>本案件は、県外に移住した弟である譲渡人が所有している農地以外の不動産と合わせて、申請地を兄である譲受人に引き取ってもらうことになり申請をされたもので、農地取得後も引き続き野菜を耕作される予定です。</p> <p>売買価格は1筆全体で■■■■■■円、10aあたりでは■■■■■■円になります。</p> <p>以上の3件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第39号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員の中本委員、三浦委員、石賀英男委員、伊藤委員は退席をお願いします。</p> <p>(中本委員、三浦委員、石賀英男委員、伊藤委員の退席を確認)</p> <p>議案第39号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>2ページをご覧ください。議案第39号 農用地利用集積計画について次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。</p> <p>申請番号1番 農地の所在 大字別所■■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積3,834㎡。利用権の種類は賃貸借権、貸付人、借受人ともに琴浦町内の個人です。10a当りの借賃は■■■■■■円、始期は令和4年1月12日、終期は令和9年1月11日、期間は5年間で新規、内容は野菜となっています。</p> <p>申請番号2番から、14ページの申請番号24番までの外23件についてはご覧のとおりです。</p> <p>15ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。</p> <p>申請番号25番 農地の所在 大字中尾■■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,321㎡。利用権の種類は使用貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当りの借賃は無償、始期は令和4年1月12日、終期は令和7年1月11日、期間は3年間で新規、内容は芝となっています。</p>

	<p>申請番号26番から、21ページの申請番号37番までの外12件についてはご覧のとおりです。</p> <p>なお、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、賃貸借権設定が22ページの申請番号38番から29ページの申請番号52番までの15件、使用貸借権設定はありませんでした。</p> <p>30ページをご覧ください。権利種別は所有権移転になります。</p> <p>申請番号14番 農地の所在 大字湯坂[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積2,883㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。利用目的は飼料、売買価格は1筆全体で[REDACTED]円、10aあたりでは[REDACTED]円になります。移転時期、引渡時期はともに令和4年1月31日となっています。</p> <p>申請番号15番 農地の所在 大字八幡[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積434㎡。譲渡人は相続財産管理人、譲受人は琴浦町内の個人です。利用目的は野菜、売買価格は1筆全体で[REDACTED]円、10aあたりでは[REDACTED]円になります。移転時期、引渡時期はともに令和4年1月31日となっています。</p> <p>申請番号16番 農地の所在 大字八幡[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積2,941㎡。譲渡人は相続財産管理人外3名、譲受人は琴浦町内の個人です。利用目的は野菜、売買価格は1筆全体で[REDACTED]円、10aあたりでは[REDACTED]円になります。移転時期、引渡時期はともに令和4年1月31日となっています。</p> <p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(川崎委員委員より挙手あり)</p> <p>10ページ申請番号16番と17番について質問します。貸付人は同一人物だと思いますが、経営面積が異なっているのには何か理由があるのでしょうか。</p> <p>申請番号16番は2名の共有名義となっている申請地を、名義人の1人が亡くなられていることから、貸付人が相続人の代表者となって利用権設定の申請をされているために、貸付人世帯の農家台帳とは別の共有名義人の農家台帳面積が経営面積欄に記載してあります。</p> <p>分かりました。</p> <p>その他に何か質問等はありませんか。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p>
議長	
川崎委員	
事務局	
川崎委員 議長	

事務局	<p>(挙手多数) 賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>(中本委員、石賀英男委員、伊藤委員の復帰を確認) (三浦委員は議案第40号も関係委員に該当するため、引き続き退席) 続きまして議案第40号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>32ページをご覧ください。議案第40号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農用地利用配分計画(案)に対する意見を求めます。</p> <p>整理番号1番 権利の設定を受ける者は琴浦町内の個人です。土地の所在地 琴浦町大字八幡[REDACTED]、現況地目 田、面積 2,352㎡。申請地は他に2筆あり、3筆の合計面積は5,122㎡です。権利の種類は賃貸借権、権利の内容は普通畑、契約期間は10年間、開始年月日は令和4年1月12日、終了年月日は令和14年1月31日、10aあたりの賃借料は[REDACTED]円となっています。</p> <p>整理番号2番と整理番号3番の外2件についてはご覧のとおりです。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、原案どおり提出することと決定いたします。</p> <p>(三浦委員の復帰を確認)</p> <p>その他に移りたいと思います。初めに農家相談日の報告についてですが、12月21日に行われた農家相談日には相談者がなかったということです。</p> <p>1月4日に行われた農家相談日の報告を中本委員にお願いします。</p>
中本委員 議長	<p>(農家相談1件報告)</p> <p>次に、先月総会の議案第33号で質問のありました件について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>先月の議案第33号の審議を行っていただいた中で、委員の方から質問のありました2点について回答をします。</p> <p>初めに再生エネルギー法に関する質問について説明します。太陽光発電事業を営む転用事業者が土地の譲受人となって転用申請を行い、許可後に転用事業を全て完了させて地目変更登記を行った後、速やかに事業用地が転売されるといった事例が散見されているようです。申請を受け付けた段階では転用事業者について調査を行いますが、施設運用後には事業用地がすでに第三者に転売されてしまっていることから、適切な草</p>

刈り等の作業、水路や側溝等の適切な管理を依頼することができないといった問題が起こっています。

そのようなこともあり、先月の総会で何らかの規制が設けてないのかという質問をいただいたと考えていますが、いろいろと調べてみたところ、再生エネルギー法の中では転売に関する規制等は何も設けてありませんでした。また農地法においても、転売予定があるかどうかということを確認することはできないため、その辺りが抜け穴となってしまっているように感じられますが、現在の法体系の下では致し方がないものと思われま

す。次に太陽光発電施設操業期間終了後の、パネル撤去費用に関する質問について説明します。

施設の事業用地がコンクリート舗装してあったり、丘陵地で傾斜があるなどの条件によって金額は変わってきますので、あくまでも概算値として見ていただきたいと思います。パネル1枚当たり8,000円程度の撤去費用が掛るようです。

なお、再生エネルギー法を所管する経済産業省資源エネルギー庁が、太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度を定めようとしているようで、その内容についてホームページ上に公開してあります。それによりますと、太陽光発電設備の廃棄処理の責任は事業者側にあり、その費用を確保することは事業者の当然の責任であるとしていますが、転売などによる事業主体の変更が行われやすい状況にあるため、事業終了後に鉛などの有害物質を含んだ太陽光パネル等が放置されたり、不法投棄されるのではないかとといった、地域からの懸念が顕在化しているという問題があるともしています。

このような現状もあり資源エネルギー庁では、太陽光発電設備の廃棄等費用をあらかじめ運用益の中から積立てるといった、新たな制度を作る必要性を以前から訴えて来られていて、農業委員会で取り扱っている発電量が10kw以上になる施設については、平成30年4月から経済産業省が太陽光発電事業を認定する際のガイドラインとして、廃棄費用の積立てを遵守事項とするという要項が盛り込まれることになりました。その中には年1回の定期報告を行うことが定められていて、撤去費用積立の進捗状況の報告も義務付けられていますが、金額の水準や開始時期については事業者の判断に委ねられているため、適切なタイミングで必要な資金を確保できないといった懸念があるようです。実際に進捗状況の報告内容を分析した結果では、積立てをしていないと回答のあった事業者が8割以上もあったことから、これまでのような事業者任せではない積立方式へと変更し、令和4年から積立てを義務化することを計画されているところだということです。

また、現時点では制度化をされているというわけではありませんが、

議長

災害によって太陽光発電施設が壊れて稼働不能になった場合など、内部留保がなければ修理等もできないといった可能性があることから、火災保険等への加入を義務化する方向で検討をしているといった情報もあります。以上です。

こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、以上を持ちまして令和3年度 第10回琴浦町農業委員会総会を終了します。